

瀬戸市地域産業振興会議の中小企業支援施策

「知的財産権登録事業補助金」のご案内

市内事業者の皆様が知的財産権を取得するために要した経費の一部に対し、補助金を交付します。

新商品・新技術開発を積極的にPRする事業者の方は、ぜひご活用ください。

◆対象事業者等

- ・瀬戸市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者で組織する団体
- ・市税を滞納していないこと

◆対象経費

- ・国内特許庁への特許、実用新案権、意匠権及び商標権出願に係る手数料
- ・特許権の出願審査請求に係る手数料
- ・上記に係る手続を弁理士に依頼した場合はその弁理士費用

※国・県・その他の機関から同様の趣旨の補助金を受けていない事業及び個人的な発明にかかわらない事業に限ります。

◆補助金額

対象経費の2分の1（上限15万円）（拡充）

※同一補助対象事業者に対する補助金の交付は、同一年度内で2回、15万円までを限度とし、通算3年度までとします。

※予算額に達し次第、募集を締め切ります

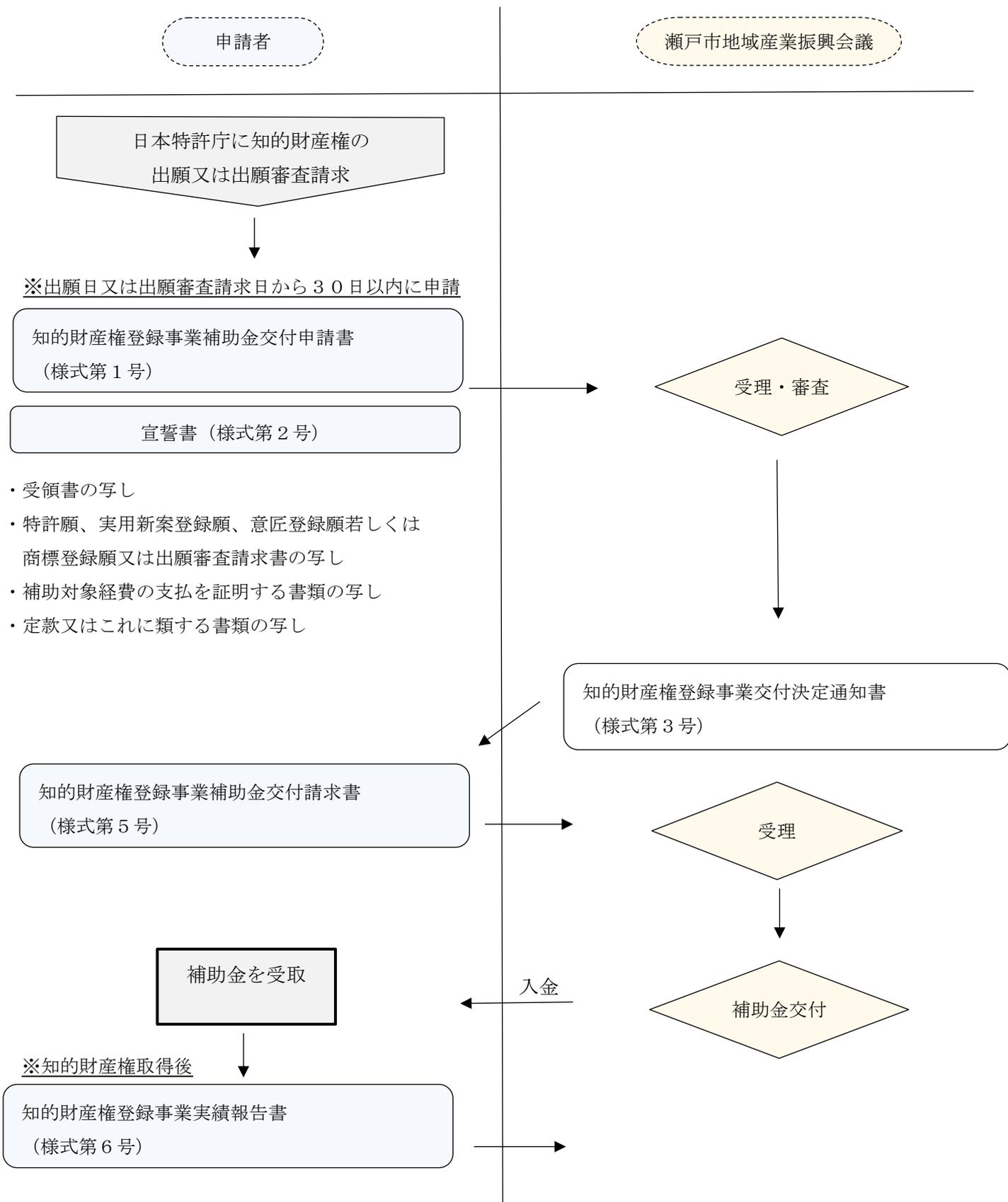
◆申請期限

出願日又は出願審査請求日から30日以内

- ◆補助金交付に係る手続きの流れについては、裏面をご覧ください。



◆補助金交付に係る手続きの流れ



■お問い合わせ先
 瀬戸市地域産業振興会議(事務局：瀬戸市経済文化部商工観光課 瀬戸蔵3階)
 0561-88-2651